

【別紙様式】

久喜市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。			
事業名	体育施設管理事業		
総事業費 (千円)	297,608千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	16,228千円
事業概要	①目的 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰の影響を受けている体育施設等の指定管理者に対し、光熱費の高騰相当額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供が行えるよう支援する。 ②交付金を充当する経費・算定根拠 給付金：1事業者×5,789千円＋ 1 事業者×10,439千円＝16,228千円 (16,228千円の内訳) ・総合体育館等の指定管理者 5,789千円 電気料金分 R4年度13,322千円－R3年度9,354千円＝3,968千円 ガス料金分 R4年度3,999千円－R3年度2,178千円＝1,821千円 ・体育施設等の指定管理者 10,439千円 電気料金分 R4年度38,046千円－R3年度27,607千円＝10,439千円 ③交付対象 1) 交付対象者 総合体育館等の指定管理者（毎日興業・日本美装グループ） 1 者 体育施設等の指定管理者（久喜スポーツプロモーションJV） 1 者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 指定管理者は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けているが、事業の縮小、廃止等は、久喜市民がスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会が減少し、心身の健全な発達と明るく豊かな生活形成に悪影響を及ぼすため、体育施設管理事業の指定管理者を交付対象者として、給付金を給付する。 ④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、体育施設管理事業の継続が図られることにより、久喜市民のスポーツ・レクリエーション活動に親しむ場が維持され、その生活の安定が確保される。		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	指定管理者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う電気やガス料金等の高騰により、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。 体育施設管理事業の指定管理者を交付対象者として給付金を給付し、体育施設管理事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。		